

配信課題Ⅲ-5(法規)

© 2018 建築士の塾

※平成30年1月1日現在において施行されている法令に基づいて出題しています。

※法令集は必ず最新版を使用して下さい。

問題 1

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 障害者支援施設の用途に供する建築物は、「特殊建築物」である。
2. 請負契約によらないで自ら建築物に関する工事をする者は、「工事施工者」である。
3. 物を運搬するための昇降機で、建築物に設けるものは、「建築設備」である。
4. 建築物の屋根の $\frac{2}{3}$ を取り替えることは、「建築」である。

問題 2

面積、高さ、階数等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築物の地階で、倉庫とそれに通ずる階段室からなるものは、その水平投影面積の合計が、当該建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ 以下であっても、当該建築物の階数に算入する。
2. 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物の屋上部分に設ける階段室の水平投影面積の合計が、当該建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ 以下であっても、当該階段室の床面積は、当該建築物の延べ面積に算入する。
3. 建築物の屋上部分に設ける階段室の水平投影面積の合計が、当該建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ であり、かつ、その部分の高さが4mであっても、当該建築物の高さに算入する場合がある。
4. 建築物の床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの $\frac{1}{3}$ 以上のものは、地階である。

問題 3

防火地域内における次の行為のうち、建築基準法上、**確認済証の交付を受ける必要がない**ものはどれか。ただし、建築物の建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

1. 鉄骨造、延べ面積100㎡、平家建ての事務所における床面積10㎡の増築
2. 鉄筋コンクリート造、延べ面積500㎡、地上3階建ての物品販売業を営む既存の店舗内におけるエスカレーターを設置
3. れんが造、延べ面積600㎡、地上2階建ての美術館で、文化財保護法の規定によって重要文化財として指定されたものの移転
4. 鉄筋コンクリート造、延べ面積800㎡、地上3階建てのホテルの、大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わない有料老人ホームへの用途変更

問題 4

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築物である認証型式部材等であっても、建築の確認が必要なものについては、工事を完了したときは、建築主事等又は国土交通大臣等の指定を受けた者の完了検査を受けなければならない。
2. 特定行政庁が指定した特定工程後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。
3. 延べ面積1,100㎡、5階建の事務所で特定行政庁が指定するものは、定期報告を要する建築物である。
4. 特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め、その建築を許可した仮設建築物の建築については、確認済証の交付を受けなくてもよい。

問題 5

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 非常用の昇降機を設けなければならない建築物に設ける中央管理方式の空気調和設備の制御及び作動状態の監視は、中央管理室において行うことができるものとしなければならない。
2. 住宅の居室で地階に設けるものについては、からぼりに面する所定の開口部を設けた場合においても、居室内の湿度を調節する設備を設けなければならない。
3. 小学校の教室の窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積は、原則として、当該教室の開口部ごとの面積に、それぞれ採光補正係数を乗じて得た面積を合計して算定する。
4. 各階の床面積が150㎡の地上3階建ての共同住宅において、幅90cmの回り階段である共用の屋外階段の踏面の寸法は、踏面の狭い方の端から30cmの位置において21cm以上としなければならない。

問題 6

防火に関する性能等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築物に設ける煙突で天井裏にある部分は、原則として、煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものであることが求められる。
2. 建築物の屋根に必要とされる性能として、通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないものであることが求められる場合がある。
3. 主要構造部を準耐火構造とした建築物及び特定避難時間倒壊等防止建築物の地上部分の層間変形角は、原則として、 $\frac{1}{150}$ 以内でなければならない。
4. 屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、耐火構造及び準耐火構造の耐力壁である外壁は、いずれも同じ時間、屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものであることが求められる。

問題 7

防火区画等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとし、避難上の安全の検証は行われていないものとする。

1. 準耐火建築物(建築基準法施行令第109条の3第一号に掲げる基準に適合するもの)である延べ面積 $1,600\text{m}^2$ 、平家建ての倉庫は、床面積の合計 500m^2 以内ごとに防火区画しなければならない。
2. 延べ面積 $1,200\text{m}^2$ 、木造、地上2階建ての小学校において、必要とされる防火壁に設ける開口部の幅及び高さは、それぞれ 2.5m 以下とし、かつ、これに特定防火設備で所定の構造であるものを設けなければならない。
3. 主要構造部を耐火構造とした延べ面積 $2,000\text{m}^2$ の事務所において、防火区画に用いる特定防火設備は、閉鎖又は作動をするに際して、当該特定防火設備の周囲の人の安全を確保することができるものとしなければならない。
4. 主要構造部を耐火構造とした延べ面積 $10,000\text{m}^2$ 、地上15階建ての事務所の12階の事務室で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とし、かつ、その下地を準不燃材料で造ったものは、原則として、床面積の合計 500m^2 以内ごとに防火区画しなければならない。

問題 8

防火地域及び準防火地域以外の区域内における小学校に関する次の記述のうち、建築基準法に**適合しない**ものはどれか。ただし、居室については、内装の制限を受ける「窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとし、耐火性能検証法による確認は行われていないものとする。

1. 延べ面積1,000㎡、地上3階建ての校舎について、主要構造部を耐火構造とし、火を使用しない室の内装は不燃材料に該当しない木材で仕上げた。
2. 延べ面積1,000㎡、地上3階建ての校舎について、主要構造部を耐火構造とし、排煙設備は設けなかった。
3. 延べ面積2,000㎡、地上2階建ての校舎について、主要構造部を防火構造とし、1,000㎡ごとに防火壁によって区画した。
4. 延べ面積2,000㎡、地上2階建ての校舎について、主要構造部を準耐火構造とし、避難上有効なバルコニーを設置した。

問題 9

防火・避難に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 階避難安全検証法は、火災時において、建築物の階からの避難が安全に行われることを検証する方法であり、当該階の各居室ごとに、在室者が、火災が発生してから避難を開始するまでに要する時間、当該居室の出口の一に達するまでに要する歩行時間、当該居室の出口を通過するために要する時間等を計算することとされている。
2. 全館避難安全検証法は、火災時において、建築物からの避難が安全に行われることを検証する方法であり、各階における各火災室ごとに、火災が発生してから、在館者の全てが当該建築物から地上までの避難を終了するまでに要する時間、火災により生じた煙又はガスが階段の部分又は当該階の直上階以上の階の一に流入するために要する時間等を計算することとされている。

3. 耐火性能検証法は、屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に主要構造部が構造耐力上支障のある損傷を生じないものであること、建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に耐力壁である外壁が構造耐力上支障のある損傷を生じないものであること等を確認する方法である。
4. 防火区画検証法は、開口部に設けられる防火設備について、屋内及び建築物の周囲において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、火災の継続時間以上、加熱面以外の面に火炎を出すことなく耐えることができることを確認する方法である。

問題 10

建築設備に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築物(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)に設ける自然換気設備の給気口は、居室の天井の高さの $\frac{1}{2}$ 以下の高さの位置に設け、常時外気に開放された構造としなければならない。
2. 建築物に設ける乗用エレベーター(かごの床面積が 2 m^2)のかごの積載荷重は、原則として、 $7,200\text{ N}$ としなければならない。
3. 高さ 20 m をこえる建築物に設けるべき避雷設備について、当該避雷設備の雨水等により腐食のおそれのある部分にあつては、腐食しにくい材料を用いるか、又は有効な腐食防止のための措置を講じたものとしなければならない。
4. 各構えの床面積の合計が $1,000\text{ m}^2$ を超える地下街に中央管理方式の空気調和設備を設ける場合、その制御及び作動状態の監視は、中央管理室において行うことができるものとしなければならない。

問題 1 1

構造強度に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築物の基礎は、建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。
2. 建築物に作用する荷重及び外力としては、固定荷重、積載荷重、積雪荷重、風圧力及び地震力のほか、建築物の実況に応じて、土圧、水圧、震動及び衝撃による外力を採用しなければならない。
3. 高さが60mを超える建築物については、建築物が構造耐力上安全であることを確かめるために必要なものとして国土交通大臣が定める基準に適合しなければならない。
4. 風圧力の算定に用いる速度圧は、その地方における過去の台風の記録に基づく風害の程度その他の風の性状に応じて国土交通大臣が定める風速の平方根に、所定の数値を乗じて計算しなければならない。

問題 1 2

構造強度に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

ただし、保有水平耐力計算若しくは限界耐力計算(これらと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算を含む。)、又は超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための国土交通大臣が定める基準に従った構造計算は行わないものとする。

1. 木造、一戸建ての住宅における構造耐力上主要な部分である柱の有効細長比は、150以下としなければならない。
2. 延べ面積が30㎡を超える鉄筋コンクリート造の建築物において、軽量骨材を使用する柱に取り付けるはりの引張り鉄筋は、柱の主筋に溶接する場合を除き、原則として、柱に定着される部分の長さをその径の40倍以上としなければならない。
3. 延べ面積50㎡、高さ4mの鉄筋コンクリート造の建築物において、柱の出すみ部分の異形鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げなければならない。
4. 鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物において、鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さは、原則として、5cm以上としなければならない。

問題 1 3

限界耐力計算によって安全性が確かめられた建築物に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の構造部分(所定のかぶり厚さとした場合と同等以上の耐久性及び強度を有するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部材及び国土交通大臣の認定を受けた部材ではないものとする。)にあつては、鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さを、5 cm以上としなければならない。
2. 建築物の構造耐力上主要な部分に指定建築材料を用いる場合には、その品質が、指定建築材料ごとに国土交通大臣の指定する日本工業規格若しくは日本農林規格に適合するもの、又は指定建築材料ごとに所定の技術的基準に適合するものであることについて国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。
3. 高さ6 m、鉄筋コンクリート造の建築物に使用するコンクリート(軽量骨材は使用しないものとする。)の四週圧縮強度を、 $12\text{N}/\text{mm}^2$ 未満とすることができる。
4. 木造の住宅の構造耐力上主要な部分である筋かいのうち、地面から1 m以内の部分には、有効な防腐措置を講ずるとともに、必要に応じて、しるありその他の虫による害を防ぐための措置を講じなければならない。

問題 1 4

都市計画区域内における次の建築物のうち、建築基準法上、**新築してはならない**ものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。また、いずれの建築物も各階を当該用途に供するものとする。

1. 第二種低層住居専用地域内の延べ面積 400m^2 、地上2階建ての保健所
2. 第一種住居地域内の延べ面積 $5,000\text{m}^2$ 、地上6階建ての警察署
3. 準工業地域内の延べ面積 $6,000\text{m}^2$ 、平家建ての圧縮ガスの製造工場(内燃機関の燃料として自動車に充てんするための圧縮天然ガスに係るもの)
4. 工業専用地域内の延べ面積 300m^2 、地上2階建ての診療所

問題 15

都市計画区域及び準都市計画区域内の道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 土地を建築物の敷地として利用するため築造する延長が35mを超える袋路状の道について、特定行政庁からその位置の指定を受ける場合には、その幅員を6m以上とし、かつ、終端に自動車の転回広場を設けなければならない。
2. 主要構造部が耐火構造の建築物の5階に、その建築物の避難施設として道路の上空に設ける渡り廊下が必要な場合には、特定行政庁の許可を受けて、当該渡り廊下を建築することができる。
3. 特定行政庁は、仮設店舗について、当該仮設店舗の敷地が道路に接しない場合であっても、原則として、1年以内の期間を定めてその建築を許可することができる。
4. 建築基準法上の道路である私道の廃止によって、その道路に接する敷地が敷地等と道路との関係の規定に抵触することとなる場合においては、特定行政庁は、その私道の廃止を禁止し、又は制限することができる。

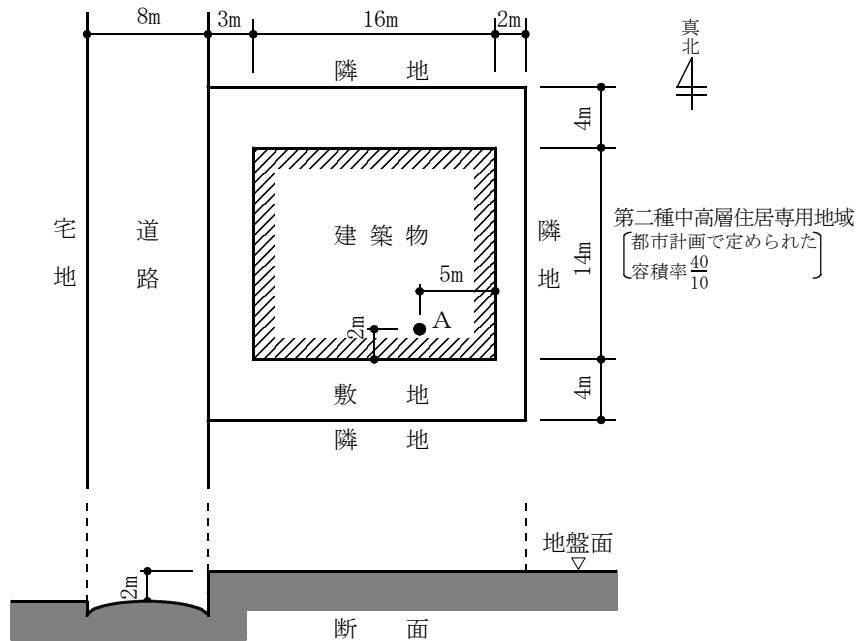
問題 16

建築物の容積率に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築物の敷地が建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率に関する制限を受ける地域、地区又は区域の2以上にわたる場合においては、当該建築物の容積率は、当該各地域、地区又は区域内の建築物の容積率の限度にその敷地の当該地域、地区又は区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。
2. 特定街区内における建築物の容積率は、特定街区に関する都市計画において定められた限度以下で、かつ、前面道路の幅員が12m未満である場合は、当該前面道路の幅員のメートルの数値に、住居系の用途地域にあつては $\frac{4}{10}$ を、その他の用途地域にあつては $\frac{6}{10}$ を乗じたもの以下でなければならない。
3. 敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、その許可の範囲内において、都市計画で定められた容積率を超えるものとするができる。
4. 高度利用地区内においては、学校、駅舎、卸売市場等で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、高度利用地区に関する都市計画において定められた容積率に適合しないものとすることができる。

問題 17

図のように、敷地に建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの**建築物の高さの最高限度**は、次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で、隣地との高低差はなく、また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁による指定等並びに門、塀等はないものとし、日影による中高層の建築物の高さの制限及び天空率に関する規定は考慮しないものとする。なお、建築物は、すべての部分において、高さの最高限度まで建築されるものとする。



1. 29.75m
2. 30.00m
3. 31.25m
4. 32.50m

問題 18

防火地域及び準防火地域内の建築物の新築に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 防火地域内においては、附属自動車車庫として使用する延べ面積60㎡、平家建ての建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。

2. 準防火地域内においては、延べ面積1,200㎡、地上2階建ての機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたものは、耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物とすることができる。
3. 準防火地域内においては、木造建築物等に附属する高さ2mを超える門については、当該門が建築物の1階であるとした場合に延焼のおそれのある部分に該当する部分を不燃材料で造り、又は覆わなければならない。
4. 防火地域においては、建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設ける防火戸は、建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)に火炎を出さないものとしなければならない。

問題 19

地区計画又は建築協定に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築協定書の作成に当たって、建築協定区域内の土地に借地権の目的となっている土地がある場合、借地権を有する者全員の合意がなければならない。
2. 建築協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地の所有者等は、建築協定の認可等の公告のあった日以後いつでも、当該土地に係る土地の所有者等の過半の合意により、特定行政庁に対して書面で意思を表示することによって、建築協定に加わることができる。
3. 地区計画の区域内において、特定行政庁は、予定道路の指定を行う場合においては、当該指定について、原則として、あらかじめ、その指定に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、建築審査会の同意を得なければならない。
4. 市町村は、地区計画の区域内において、地区整備計画の内容として建築物の敷地面積の最低限度が定められた場合、条例で、これを制限として定めることができる。

問題 20

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 都市計画区域内においては、卸売市場は、都市計画においてその敷地の位置が決定していない場合であっても、特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合においては、新築することができる。
2. 一団地内に建築される1又は2以上の構えを成す建築物のうち、特定行政庁がその位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものに対する用途地域の規定の適用については、当該一団地を一の敷地とみなす。
3. 再開発等促進区(地区整備計画が定められている区域とする。)内の建築物について、建築物の各部分の高さの規定に関し、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可をする場合においては、建築審査会の同意を得なければならない。
4. 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特定建築物の管理者である国の機関の長等は、原則として、当該特定建築物の敷地及び構造について、定期に、一級建築士等に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

問題 21

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 一級建築士名簿に登録する事項は、登録番号、登録年月日、氏名、生年月日、性別、所属する建築士事務所の名称、処分歴、定期講習の受講歴等である。
2. 国土交通大臣が一級建築士の懲戒処分をしたときは、処分をした年月日、処分を受けた建築士の氏名、処分の内容、処分の原因となった事実等について公告しなければならない。
3. 業務に関して不誠実な行為をして一級建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者は、一級建築士の免許のみならず、二級建築士又は木造建築士の免許も受けることができない。

4. 中央指定登録機関が指定された場合には、一級建築士の登録の実施に関する事務、一級建築士名簿を一般の閲覧に供する事務等は中央指定登録機関が行うこととなり、原則として、国土交通大臣はこれらの事務を行わない。

問題 2 2

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 一級建築士は、他人の求めに応じ報酬を得て、建築物に関する調査を業として行おうとするときは、一級建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、登録を受けなければならない。
2. 二級建築士であっても、一級建築士を使用する者で所定の条件に該当する場合は、一級建築士事務所の開設者となることができる。
3. 建築士事務所を管理する建築士は、当該建築士事務所に属する他の建築士が設計を行った建築物の設計図書について、管理建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならない。
4. 建築士事務所に属する者で建築士でないものが、その属する建築士事務所の業務として、建築士でなければできない建築物の設計又は工事監理をしたときは、都道府県知事は、当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。

問題 2 3

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築士事務所の開設者は、「当該建築士事務所の業務の実績を記載した書類」、「当該建築士事務所に属する建築士の氏名及び業務の実績を記載した書類」等の書類を、当該建築士事務所に備え置き、設計等を委託しようとする者の求めに応じ、閲覧させなければならない。
2. 建築士事務所の開設者と管理建築士が異なる場合においては、管理建築士は、開設者に対し、技術的観点からその業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見を述べるものとする。
3. 一級建築士は、二級建築士が設計した延べ面積200㎡、高さ9m、鉄筋コンクリート造、地上2階建の住宅の設計図書の一部を変更しようとする場合、原則として、当該二級建築士の承諾を求めずに、その設計図書の一部を変更することができる。
4. 建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結したときは、「報酬の額及び支払の時期」、「契約の解除に関する事項」、「設計又は工事監理の実施の期間」、「設計又は工事監理の種類、内容及び方法」等の事項を記載した書面を当該委託者に交付しなければならない。

問題 2 4

次の記述のうち、都市計画法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 準都市計画区域の一部について都市計画区域が指定されたときは、当該都市計画区域と重複する区域内において定められている都市計画は、当該都市計画区域について定められているものとみなす。
2. 都市計画施設の区域内において、木造、地上2階建ての店舗を新築する場合は、原則として、都道府県知事等の許可を受けなければならない。
3. 市街化区域内において、土地区画整理事業の施行として開発行為を行う場合は、都道府県知事の開発許可を受けなければならない。
4. 市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内において、仮設建築物を新築する場合は、都道府県知事の許可を受ける必要はない。

問題 2 5

次の記述のうち、消防法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 収容人員が30人の飲食店については、防火管理者を定めなければならない。
2. 小売店及び飲食店の用途に供する複合用途防火対象物の地階(床面積の合計500㎡)については、原則として、ガス漏れ火災警報設備を設置しなければならない。
3. 延べ面積300㎡の幼稚園については、原則として、自動火災報知設備を設置しなければならない。
4. 2階の収容人員が20人の病院については、原則として、当該階に避難器具を設置しなければならない。

問題 2 6

次の記述のうち、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、**誤っている**ものはどれか。

1. 床面積の合計が2,000㎡の会員制スイミングスクール(一般公共の用に供されないもの)を新築しようとするときは、建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
2. 床面積の合計が50㎡の公衆便所を新築しようとするときは、便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けなければならない。
3. 床面積の合計が2,000㎡の物品販売業を営む店舗を新築しようとするとき、不特定かつ多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車いす使用者用駐車施設を1以上設けなければならない。
4. 床面積の合計が2,000㎡の旅館を新築しようとするときは、客室の総数にかかわらず、車いす使用者用客室を1以上設けなければならない。

問題 27

次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、住宅新築請負契約においては、請負人は、注文者に引き渡した時から10年間、住宅の構造耐力上主要な部分等の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について、民法第634条第1項及び第2項前段に規定する担保の責任を負う。
2. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、その施工に特定建設資材を使用する建築物の床面積200㎡の増築の工事(請負代金の額が4,000万円)で、当該建築物の増築後の床面積の合計が500㎡であるものの受注者は、原則として、分別解体等をしなければならない。
3. 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、分譲事業者は、譲受人を決定するまでに相当の期間を要すると見込まれる場合においては、単独で長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
4. 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づき、建築主等は、エネルギー消費性能の向上のための建築物に設けた空気調和設備等の改修をしようとするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

問題 28

審査会等に関する次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 特定行政庁は、建築協定を認可しようとする場合、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。
2. 建築主事の行った確認に不服がある場合の審査請求は、当該市町村又は都道府県の建築審査会に対してするものとする。
3. 市街化調整区域に係る開発行為で、都道府県知事が開発審査会の議を経て、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認めるものについては、都道府県知事は開発許可をすることができる。

4. 国土交通大臣は、業務に関して不誠実な行為をした一級建築士の業務の停止をしようとするときは、中央建築士審査会の同意を得なければならない。

問題 29

次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事で当該工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上であるものの発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の7日前までに、都道府県知事に届け出なければならない。
2. 「文化財保護法」に基づき、重要文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、原則として、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の30日前までに、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
3. 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、特定建築物の所有者等で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものは、「建築物環境衛生管理基準」に従って当該特定建築物の維持管理をしなければならない。
4. 「建築基準法」において、エレベーターとは、人又は人及び物を運搬する昇降機並びに物を運搬するための昇降機でかごの水平投影面積が1㎡を超え、又は天井の高さが1.1mを超えるものをいう。

問題 30

次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 「建築士法」に基づき、建築士は、工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりを実施するよう求め、当該工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告しなければならない。
2. 「建築士法」に基づき、建築士事務所の開設者は、延べ面積が300㎡を超える建築物の新築工事に係る設計の業務については、委託者の許諾を得た場合においても、一括して他の建築士事務所の開設者に委託してはならない。
3. 「建設業法」に基づき、請負人は、その請け負った建設工事の施工について、工事監理を行う建築士から工事を設計図書のとおりを実施するよう求められた場合において、これに従わない理由があるときは、直ちに、注文者に対して、その理由を報告しなければならない。
4. 「建設業法」に基づき、建設工事の元請負人は、請け負った共同住宅の新築工事については、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合においては、一括して他人に請け負わせることができる。